

# 令和4年第3回(4月)臨時会

4月臨時会は、4月21日に開催されました。提出された議案は補正予算等5件で、審議の結果、全会一致で原案承認・可決しました。

主な内容は次のとおりです。

## ◎専決処分の承認を求ることについて

### (令和3年度二本松市一般会計補正予算)

- ・令和4年3月16日に発生した福島県沖地震により被災した住宅に対し、災害救助法による住宅の応急修理に要する経費について専決処分したため、議会へ報告し承認を求めたもの。

## ◎専決処分の承認を求ることについて

### (二本松市税条例の一部を改正する条例制定について)

- ・地方税法の一部改正に伴う市税条例の一部改正で、土地に係る固定資産税について、商業地等の宅地に係る課税標準額の上昇幅を、これまで評価額の5%としていたものを令和4年度に限り、評価額の2.5%とすることなど、所要の改正を行ったもの。

## ◎令和4年度二本松市一般会計補正予算

- ・令和4年3月16日に発生した福島県沖地震による災害復旧経費及び新型コロナウイルス感染症対策に係る経費等について措置したもの。

歳出の主なもの

### ○民生費

- ・福島県沖地震による災害見舞金 574万円

### ○衛生費

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業 795万円
- ・地震により被災した家屋等の解体撤去を行う災害廃棄物処理事業 3,200万円

### ○商工費

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者を支援するため  
商工団体が実施する事業に対する補助金 142万円

### ○災害復旧費

- ・土木施設単独災害復旧事業費 1億2,760万円

## ◎令和4年度二本松市国民健康保険特別会計補正予算

- ・福島県沖地震により被災した診療所施設の災害復旧に係る経費について措置したもの。

## ◎令和4年度二本松市公設地方卸売市場特別会計補正予算

- ・福島県沖地震により被災した市場施設の災害復旧に係る経費について措置したもの。

## 請願・陳情について

Q 「請願」「陳情」ってよく聞きますが、どういうもののなの？

A 市民の皆さんの要望を市政に反映させる方法の一つに「請願」や「陳情」があります。市民の皆さんに限らず、どなたでも市政への要望などを請願書や陳情書として議会に提出することができます。

Q 「請願」と「陳情」の違いは？

A 議員の紹介があるものを「請願」、ないものを「陳情」と言い、「請願」は委員会で審査され、本会議で採択・不採択を決めます。

本市では、「陳情」は内容によって「請願」と同じ取り扱いにするかなどを議会運営委員会で決定し、「請願」扱いにならなかった「陳情」は陳情書の写しを全議員に配布することとなります。

Q 「請願」が採択されたら、どうなるの？

A 採択されたものは、市長にその実現を要望したり、国や県、関係機関に意見書などを提出したりします。

Q 提出の方法は？

■提出場所 二本松市役所5階 議会事務局  
■受付締切 定例会開会日の概ね5日前の午後5時まで  
※3月、6月、9月、12月の定例会で審査されます。  
また、締切日を過ぎた場合は次回の定例会扱いとなります。

■問合せ先 議会事務局（電話 0243-55-5144）  
(記載例)

(表紙)	(内容)
請願書(陳情書)	件名
〇〇〇〇〇に関する請願書	請願の趣旨
	理由
	年月日
	請願者住所
	氏名署名または記名押印
	二本松市議会議長様

◎紹介議員の署名か記名押印が必要です。